

岩手県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

令和2年9月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 宮古市
- 2 指定した施設の名称 宮古市赤前農漁村センター、宮古市小堀内コミュニティ消防センター、宮古市消防団第32分団屯所
- 3 指定を取り消した施設の名称 宮古市小堀内地区集会施設